

第十三回国会 通商産業委員会議録 第五十四号

(一一〇)

昭和二十七年六月十四日(土曜日)
午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事高木吉之助君

理事多武良哲三君

理事中村 幸八君

理事山手 補男君

理事今澄 勇君

阿左美廣治君

江田斗米吉君

小金 義照君

永井 要造君

南 好雄君

加藤 鑑造君

官(中小企業業務

廳振興部長) 松尾 金藏君

委員外の出席者

參議院議員 結城 安次君

參議院法制局參事官 第三部長 川口 賴好君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

本日の会議に付した事件
特定中小企業の安定に関する臨時措

置法案(南好雄君外二十二名提出、
衆法第六一號)

自転車競技法等の一部を改正する法
律案(境野清雄君外五十七名提出、
參法第一二号)(予)

○中村委員長 これより会議を開きま
す。本日はまず自転車競技法等の一部を
改正する法律案を議題といたし、提出
者より提案理由の説明を願います。参

議院議員結城安次君。

自転車競技法等の一部を改正する
法律案

自転車競技法等の一部を改正す
る法律

(自転車競技法の一節改正)

第一條 自転車競技法(昭和二十三
年法律第二百九号)の一部を次の
ようにより改止する。

第一條第二項中「前項に掲げる
者(以下自転車競走施行者とい
う)」を「競輪施行者」に、「自転車
競走」を「この法律により行う自転
車競走(以下競輪という。)」に改め、
同條第一項の次に次の二項を加え
る。

自治庁長官は、必要があると認
めるときは、前項の規定により市
町村を指定するにあたり、その指
定に期限又は條件を附することができ
る。

第一項に掲げる者(以下競輪施
行者という)以外の者は、勝者投
票券(以下車券という)その他投
れに類似するものを発売して、自
転車競走を行つてはならない。

第一條中「自転車競走施行者」
を「競輪施行者」に、「自転車競走」
を「競輪」に、「主務大臣」を「通商
産業大臣」に改め、「この法律に
より、」を削る。

第三條及び第四條を次のように
改める。

本日はまず自転車競技法等の一部を
改正する法律案を議題といたし、提出
者より提案理由の説明を願います。参

を設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、命令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならぬ。

通商産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適切であると認めるときには、申請の許可をすることができる。

第五條中「前條の自転車競走場並びに第一條の自転車競走に出場する選手及び使用自転車」を「競輪場に出場する選手及び競輪に使用する自転車」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第五條の二 競輪施行者は、左の各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することができない。

第一競輪場当りの年間及び月各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することができない。

第一競輪場當りの年間及び月各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することができない。

(一一〇)

第七條中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「勝者投票券」を「車券」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第七條の二 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けなければならない。

第八條を次のように改める。

第八條 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けなければならない。

第八條を次のように改める。

第八條を次のように改める。

なければならない。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

第十七條 通商産業大臣の諮問に

応じて、競輪場の設置の許可その他の競輪の運営に関する重要な事項について調査審議するため、通商産業省に競輪運営審議会を置く。

競輪運営審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

会長及び委員の任期は、二年とする。但し、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び委員は、再任されることができる。

会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、通商産業大臣が任命する。

会長及び委員は、非常勤とす

る。前各項に定めるものの外、議事の手続その他競輪運営審議会の運営に関する必要な事項は、命令で定める。

左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一條第三項の規定に違反した者

競輪に関して、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利

益を圖つた者

第十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪に関し前條第二号の違反行為の相手方となつたもの

又は財産上の利益を受け、又は車券の購入の委託を受けた者

國の目的をもつて不特定多數の者から車券の購入の委託をする者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

二 第十八條第一号の違反行為の相手方となつた者

三 第八條各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪以外の競輪に関し第十八條第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第八條各号に掲げる者以外の者であつて第十八條第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第八條各号に掲げる者若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

前條に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に関して不正の行為をして、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とす

る。

第一條第三項の規定に違反した者

競輪に関して、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利

益を圖つた者

第二十二條 第十五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 自転車振興会の役員若しくは自転車振興会連合会の役員若しくは競輪の選手が、その職務又は競走に關して賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

二 正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

三 前條に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務

又は行うべき競走に關して請託を受けたときに賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同様に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

前條に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をして、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とす

る。

（小型自動車競走法の一部改正）

第二條 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を

次のように改正する。

第十七條に次の但書を加える。

但し、勝車投票券の売上金額が省令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、省令の定める期間内に限り、省令の定めることにより、国庫に納付すべき金額を減額し、又は免除することができる。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の期間において、政令で定める。

2 自治庁長官は、必要があると認めたときは、この法律施行後六十日以内にこの法律施行の際現に自

転車競技法第二條第一項の規定により受けている指定に期限又は條件を附することができる。

3 改正後の自転車競技法第一條第二項及び前項中「自治庁長官」とあるのは、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二号）が施行されるまでの間は、「地方財政委員会」と読み替えるものとする。

十四條に規定する賄うを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 自転車振興会若しくは自転車振興会連合会の役員若しくは競輪の選手が、その職務又は競走に關して賄うを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第二十七條 備註又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

前條に規定する賄うを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 前條に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務を受けて設置されたものとみなす。

第三十条 この法律施行の際現に自転車競走場の外部に設置されている勝者投票券の発売又は勝者投票券についての拂戻金若しくは返還金の交付の用に供する施設であつて、この法律施行前六箇月以内に自転車競走場に設置されたものとみなす。

第三十一条 この法律施行前に生じた勝者投票券についての拂戻金又は返還金の償還の時効期間については、なお従前の例による。

第三十二条 この法律施行の際現に改正前の例による。

第三十三条 この法律施行の際現に設置されたものとみなす。

第三十四条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第三十五条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第三十六条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第三十七条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第三十八条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第三十九条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第四十条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第四十一条 この法律施行前に設置されたものとみなす。

第二十四条第一項の表中計算行政審議会の項の次に次の二項を加える。

競輪運営

自転車競走場の設置の許可その他自転車競走

審議会

の運営に関する重要な事項を調査審議すること。

この法律施行の際に通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）が廃止されていないときは、同項中「通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百二号）」とあるのは、「第二十二条第一項」と読み替えるものとする。

○結城泰議院議員 ただいま議題と相なりました自転車競技法等の一項を改正する法律案につきましては、提案の理由を御説明いたしました。

現行の自転車競技法は、御承知通り昭和二十三年第二国会に、民自、民主、社会、國協の四党共同提案として提出せられ、通過成立を見たものであります。

その後、この法律による自転車競走、いわゆる競輪は、わが国民大衆の自転車に対する親しみ、並びに勝者の投票券、いわゆる車券制度の簡易性等、一言にして申しますと、競輪の大衆性からいたしまして、おそらく本法制度當時何人も予想していかなかつたであろうと思われるほどの発展を遂げて今日に至つてゐるのであります。

高は五〇億円になん／＼とする盛況を示しているのであります。

ところは、その第一條に規定しております。通り、自転車産業の振興と地方財政の増収にあるわけありますが、右に述べましたよう競輪の盛況に伴いまして、直接競走の施行による競走車並びに実用車の改良のほか、競輪の収益から自転車産業振興費として支出を見ました金額は、昭和二十四年度以降昨年度まで合計約七億二千万円に達してあります。

おりまして、商工中金その他の金融機関を通じての自転車産業に対する貸付金、中小自転車企業の共同施設費、自動車工業研究補助金、あるいは自転車の輸出振興費等として、きわめて有効に使用せられているのであります。

また、競輪施行者としての地方自治体の収益は、昭和二十一年度まで実に八十億円に達するのであります。これらは各地方における住宅または学校の建設、保健衛生その他の公共事業に活用せられ、地方財政窮屈の緩和に貢献しております。しかしながら、競輪は、開催回数について所要の調整を加え得ること、三、未成年者及び競輪運営關係者の車券購入禁止の範囲を拡大したこと、四、競輪場内の秩序の維持並びに競輪施行者及び自転車振興会並びに競輪場所有者に対する監督に関する規定を明確にいたしましたこと、五、国庫納付金に関する規定を整備したこと、六、本法運用に関する通産大臣の諸問題として競輪運営審議会を設けることとしたこと、七、いわゆるのみ居事件であるとされるが、その他社会風教上にも憂慮すべき結果を来るおそれのありますとともに、また否定し得ないところであります。

従いまして、これらに対する対策としては、競輪施行者その他の運営關係者、選手等の監督指導に努めることはもちろん、運営方法につきましても、

車券の発売方法、開催方法等諸般の点に細心の注意を拂う必要がありますとともに、多数の観衆の理解自制にまつところもまたきわめて大きいのであります。

しかし現行自転車競技法は、以上のような見地からこれを見ますときにはきわめて不備と申しますよりも、車券発売の停止等のほかはほとんどこれらの監督規定を欠いているというのが実情であります。

本法案はこれらの点に関する不備を補正するため、所要の改正を行おうとするものであります。そのための通りもなる点といたしましては、次の通りであります。すなわち、一、競輪場及び場外車券売場の新設について通商産業大臣の許可を要すること、二、競輪の開催回数について所要の調整を加え得ること、三、未成年者及び競輪運営關係者の車券購入禁止の範囲を拡大したこと、四、競輪場内の秩序の維持並びに競輪施行者及び自転車振興会並びに競輪場所有者に対する監督に関する規定を明確にいたしましたこと、五、国庫納付金に関する規定を整備したこと、六、本法運用に関する通産大臣の諸問題として競輪運営審議会を設けた場合に別表において指定するものとする。に改め、同項に次の二号を加える。

一、当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生じていること。
二、当該業種に属する事業の経営の不振が相当長期間にわたる虞があり、企業の合理化のみによつてはこれを克服することが困難であり、当該業種に係る産業及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞があること。

第三條中「指定業種」を「別表に掲げる業種」以下「指定業種」という。に改める。

第二條中第二項を削り、第三項を第十條に次の二項を加える。

第一項とする。

第三條中「指定業種」を「別表に掲げる業種」以下「指定業種」という。に改める。

第二條中第二項を削り、第三項を中請があつた場合において、設立しよどする調整組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

特定期間の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。委員長の手元に本案に対する自由党、改進党、社会党共同提案にかかる修正案が提出されました。この際提出者はより修正案の趣旨説明を求めます。加藤鑑三君。

態を克服するためその設立が必要であること。

二 第五條各号の要件を備えていふこと。

三 第九條の構成要件を備えていふこと。

四 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

五 その地区及び構成がその事業を行ふのに適正なものであること。

第十五條第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同號第一号の次に次の二号を加える。

二 組合員の事業（指定業種に係るものに限る）の経営の合理化に関する指導及び附属規範

三 組合員に対する生産調整及び經營合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入

第十六條第二項第一号中「当該業種に係る産業における危機を開拓するため」を「第二條第一項各号に掲げる事態を克服するため」に改め、同項に次の二号を加える。

三 消費者の利益を著しく害すること。

第十七條を第十八條とし、以下第二十一條まで一條ずつ繰り下げ、第十六條の次に次の二条を加える。

（調整規程の実施の予告）

第十八條 調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の少くとも十五日前に、その従業員に対し、當該調整規程の実施について予告をしなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

「前條」を「第十六條」に、「命ずることができる。」を「命じなければならない。」に、同條第二項中「前條」を「第十六條」に、「又は当該業種につき當該調整組合の需給調整措置を必要としない事態」を「又は当該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該當する」に改める。

原第二十二條を第十四條とし、以下第三十二條まで二條ずつ繰り下げ、新第二十二條の次に次の二条を加える。

（離職従業員の優先雇用）

第十九條 調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招來した場合においては、当該従業員の希望によりその者を優先的に雇入れるよう努めなければならない。

新第二十六條（原第三十四條第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同條第一号の次に次の二号を加える）

二 会員たる調整組合が行う經營の合理化に関する事業の総合調整

三 会員たる調整組合及びその組合員たる調整組合及びその組合員に対する生産調整及び經營合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入

第三十條 通商産業大臣は、第十條第一項又は第十三條（第二十七條第二項）においてこれらの規定を準用する場合を含む。の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十六條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の認可、第十八條第一項（第二十七條において准用する場合を含む。）の認可、第十九條第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

新第三十四條（原第三十二條中「第二十五條」を「第二十七條」と、「第二十七條」を「第二十九條」に、「第二十七條」を「第二十八條」に改め）

二 会員たる調整組合が行う經營の合理化に関する事業の総合調整

三 会員たる調整組合及びその組合員たる調整組合及びその組合員に対する生産調整及び經營合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入

第三十五條 通商産業大臣は、第十六條第一項又は第十八條第一項（第二十七條において准用する場合を含む。）の認可を受けた調整規程又は総合調整計画の内容が第十六條第二項各号の一（第二十七條において准用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第十八條（第二十七條において准用する場合を含む。）の規定による処分をすべき旨を請求することがで

（関係都道府県知事の意見の聴取）

第十三條 通商産業大臣は、第十六條第一項又は第十八條第一項（第二十七條においてこれら

の規定を准用する場合を含む。）の認可又は命令をしようとする場合は、あらかじめ、当該都道府県知事の意見を聞かなければならぬ。

新第三十二條（原第三十條）中「調査組合又は連合会」を「調整組合若しくはその組合員又は連合会

「第二十七條」を「第二十九條」に改める。

新第三十八條（原第三十五條）中「第二十五条」を「第二十七条」に、「第二十九條」を「第三十一條」に改める。

新第三十九條（原第三十六條）中「第二十九條」を「第三十一條」に改める。

新第四十條（原第三十七條）中「第二十五條」を「第二十七條」に改める。

新第四十一條（原第三十七條）中「第二十五條」を「第二十七條」に改め。

別表

一 編織物又はステーブルファイバー織物の製造業

二 毛織物の製造業

三 絹織物又は人絹織物の製造業

四 メリヤス生地又はメリヤス織品の製造業

五 漁網製造業

六 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業

七ねん糸業

八 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帶の製造業

九 マツチ製造業

十 グム製品製造業で政令で定めるもの

十一 陶磁器製造業で政令で定めるもの

○加藤(鍵)委員 特定中小企業の安定に關する臨時措置法案に關しまして、本委員会において慎重審議が重ねられましたが、その結果自由党、改進党、社会党の間に修正案がまとまりましたので、御賛成を願いたいと存じます。

以下これを朗読いたします。

特定中小企業の安定に關する臨時措置法案に対する修正案

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案の一部を次のよう修正する。

第二條の見出し「(定義)」を適用業種の指定及び中小企業者の定義」に、同條第一項中「この法律で「指定業種」とは、「」を「」の法律の適用を受ける業種は、「」、「業種のうち、別表に掲げるものをいう。」を「業種について、左の各号に掲げる事態が生じた場合に、別表において指定するものとする。」に改め、同項に次の「号を加える。

一 当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の經營において相当の損失が生じていていること。

二 当該業種に属する事業の經營の不振が相当長期間にわたる虞があり、企業の合理化のみによつてはこれを克服することが困難であり、当該業種に係る産業及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞があること。

第二條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三條中「指定業種」を「別表に掲げる業種(以下「指定業種」という。)」に改める。

第十條に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする調整組合が左の各号に適合していると認めるとときは、認可をしなければならない。

一 第二條第一項各号に掲げる事態を克服するためその設立が必要であること。

二 第五條各号の要件を備えていること。

三 第九條の構成要件を備えていること。

四 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

五 その地区及び構成がその事業を行ふのに適正なものであること。

六 第十五條第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同條第一号の次に次の二号を加える。

二 組合員の事業(指定業種に係るものに限る)の經營の合理化に関する指導及び、旋

一 組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入

第十六條第二項第一号中「当該業種に係る産業における危機を開拓するため」を「第二條第一項各号に掲げる事態を克服するため」に改め、同項に次の二号を加える。

三 消費者の利益を著しく害する

(調整規程の実施の予告)

第十七條 調整組合の組合員たる事

業主は、調整規程の実施の期日の少くとも十五日前に、その従業員に對し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。

但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

新第十八條(原第十七條)第一項中「前條」を「第六條」に、「命ずることができる。」を「命じなければならぬ。」に、「同條第二項中「前條」を「第六條」に、「又は当該業種につき当該調整組合の需給調整措置を必要としない事態」を「又は当該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当する」に改める。

新第三十條(原第二十八條)を次の

ように改める。

新第三十三條(原第三十二條)第二項中「三十人」を「五十人」に改め、同條第三項中「指定業種に属する事業を営む者」の下に「指定業種に属する事業の従業員の利益を代表する者」を加え、同條第四項中「並びに審議会の議事及び運営」を「審議会の組織、議事及び運営その他の審議会」に改める。

新第三十四條(原第三十二條)中「第二十五條」を「第二十七條」に、「第二十七條」を「第二十九條」に、「第二十九條」を「第二十八條」に改める。

新第三十三條を第三十六條とし、以下三條ずつ繰り下げ、新第三十四條の次に次の二号を加える。

(関係都道府県知事の意見の聽取)

新第三十五條(通商産業大臣は、第十

六條第一項又は第十八條第一項(第二十七條において準用する場合を含む)の認可を受けた調

整規程又は総合調整計画の内容が

第十六條第二項各号の一(第二十

七條において准用する場合を含

合員のためにするその借入には、

新第二十九條(原第二十七條)中「第十六條から第二十一條まで」を「第二十二條及び第十八條から第二十二條まで」に、「第二十一條第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

新第三十二條(原第三十條)中「調整組合又は連合会」を「調整組合若しくはその組合員又は連合会若しくはその会員」に、「その他調整組合又は連合会がこの法律の規定に基いて運営に關し、「を「當該業種に属する事業を営むすべての者の事業に對し、当該調整組合の需給調整措置を必要としない事態」を「又は當該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当する」に改める。

新第三十條(原第二十八條)を次の

ように改める。

新第二十七條(原第二十五條)中「第十六條から第二十一條まで」を「第二十二條及び第十八條から第二十二條まで」に、「第二十一條第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

新第三十三條(原第三十二條)中「三十人」を「五十人」に改め、同條第三項中「指定業種に属する事業を営む者」の下に「指定業種に属する事業の従業員の利益を代表する者」を加え、同條第四項中「並びに審議会の議事及び運営」を「審議会の組織、議事及び運営その他の審議会」に改める。

新第三十四條(原第三十二條)中「第二十五條」を「第二十七條」に、「第二十七條」を「第二十九條」に、「第二十九條」を「第二十八條」に改める。

新第三十三條を第三十六條とし、以下三條ずつ繰り下げ、新第三十四條の次に次の二号を加える。

(関係都道府県知事の意見の聽取)

新第三十五條(通商産業大臣は、第十

六條第一項又は第十八條第一項(第二十七條において準用する場合を含む)の認可を受けた調

整規程又は総合調整計画の内容が

第十六條第二項各号の一(第二十

七條において准用する場合を含

む。)に該当するに至つたと認めるときは、通商産業大臣に對し、第十八條(第二十七條において準用する場合を含む)の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第十七條 調整組合の組合員たる事

業主は、調整規程の実施の期日の少くとも十五日前に、その従業員に對し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。

但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

新第十八條(原第十七條)第一項中「前條」を「第六條」に、「命ずること

ができる。」を「命じなければならぬ。」に、「同條第二項中「前條」を「第六條」に、「又は当該業種につき当該調整組合の需給調整措置を必要としない事態」を「又は當該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当する」に改める。

新第三十條(原第二十八條)を次の

ように改める。

新第三十三條(原第三十二條)中「三十人」を「五十人」に改め、同條第三項中「指定業種に属する事業を営む者」の下に「指定業種に属する事業の従業員の利益を代表する者」を加え、同條第四項中「並びに審議会の議事及び運営」を「審議会の組織、議事及び運営その他の審議会」に改める。

新第三十四條(原第三十二條)中「第二十五條」を「第二十七條」に、「第二十七條」を「第二十九條」に、「第二十九條」を「第二十八條」に改める。

新第三十三條を第三十六條とし、以下三條ずつ繰り下げ、新第三十四條の次に次の二号を加える。

(関係都道府県知事の意見の聽取)

新第三十五條(通商産業大臣は、第十

六條第一項又は第十八條第一項(第二十七條において準用する場合を含む)の認可を受けた調

整規程又は総合調整計画の内容が

第十六條第二項各号の一(第二十

七條において准用する場合を含

る産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、当該都道府県知事の意見を聞かなければならぬ。

新第三十七條（原第三十四條）中「第二十七條」を「第二十九條」に改め、「第二十五條」を「第二十七條」に、

新第三十八條（原第三十五條）中「第二十九條」を「第三十六條」に、
「に違反した者」を「による認可を受ける」に、
新第三十九條（原第三十一條）中「第二十九條」を「第三十一條」に改め、「二十條」を「第二十七條」に改める。

別表を次のように改める。

一 編織物又はステープルファイバー織物の製造業

二 手編織物の製造業又は染色整理業

三 絹織物又は人絹織物の製造業

四 メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業

五 漁網製造業

六 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業

七 ネンキ業

八 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほうきの製造業

九 マスク製造業

十 ゴム製品製造業で政令で定めるもの、陶磁器製造業で政令で定め

十二 漆器製造業で政令で定めるもの

○中村委員長 これにて修正案の趣旨以上であります。

○中村委員長 説明は終了いたしました。この際議事進行につき発言を求められておりますので、これを許します。

○小金委員 金義君。

○小金委員 ただいま自由党、改選党、社会党から特定中小企業の安定に関する臨時措置法案に対する修正案が提出されました。その修正案の別表中八という項目に、「ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほうきの製造業」とあります。私の承知する範囲においては所管争いなどをしないで、厚生省と十分打合せをなさんことを特に希望いたします。

○中村委員長 起立多数、よつて本院議院は可決いたしました。

○中村委員長 まだいまの修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数、よつて本院議院はまだいまの修正案の通り修正議決いたしました。

○中村委員長 まだいまの修正案に賛成の方の御起立を願います。

○中村委員長 起立多数、よつて本院議院は御賛成の方の御起立を願います。

せられることを希望いたします。その意に反して経営を維持すること困難なるがとき事態を副次作業として生ぜしめないよう留意を

せられることを希望いたします。それを省略いたし、ただちに採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立を願います。

○中村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中村委員長 御異議なれば討論はこれを省略いたし、ただちに採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立を願います。

○中村委員長 「賛成者起立」

○中村委員長 起立多数、よつて本院議院は御賛成の方の御起立を願います。

に慎重を期し、いやしくもわが国との輸出産業に悪影響を及ぼすことなきよう処置しなければならない。

○中村委員長 ただいまの附帯決議に上提出をしていただきたいと思います。以

て、附帯決議は決定いたしました。なお本修正案の字句の整理があります場合に、委員長に御一任を願います。ただいまこの際お詫びいたしました議案に関する委員会報告書の作成に関しては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○中村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中村委員長 御異議なれば討論はこれを省略いたし、ただちに採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立を願います。

○中村委員長 「賛成者起立」

○中村委員長 起立多数、よつて本院議院は御賛成の方の御起立を願います。

さらに通産大臣からも明白なる信念を答弁していただきたいと思います。以上提出を申し上げます。

○中村委員長 ただいまの附帯決議に上提出をしていただきたいと思ひます。以

て、附帯決議は決定いたしました。なお本修

正案の字句の整理があります場合に、委員長に御一任を願います。ただいまこの際お詫びいたしました議案に関する委員会報告書の作成に関しては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○中村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中村委員長 御異議なれば討論はこれを省略いたし、ただちに採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立を願います。

○中村委員長 「賛成者起立」

○中村委員長 起立多数、よつて本院議院は御賛成の方の御起立を願います。

昭和二十七年六月十九日印刷

昭和二十七年六月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷厅